

新居浜市会計年度任用職員（消費生活相談員）募集要項

1 申込方法及び受付期間

新居浜市HP <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/jinji/>

インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。

申込方法	詳細については、別紙「新居浜市会計年度任用職員採用試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	令和7年11月1日（土）00時00分～12月14日（日）23時59分

2 職種、任用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
会計年度任用職員 （消費生活相談員）	1 名程度	消費生活センター（市役所 2 階）に勤務し、次の業務に従事します。 ・消費生活に関する相談業務 ・出前講座など市民への消費生活に関する啓発業務 ・その他消費者行政に関すること

3 申込資格

次の要件を全て満たす人（本業務に関する知識と職務を遂行する熱意を有する人が望ましい）

（1）応募日時点で、次に掲げる資格のうち、いずれかを有する人

または 採用後に資格を取得する意欲があり、受験できる人

- ・消費生活相談員（消費者安全法第 10 条の 3 第 1 項に規定する国家資格）
- ・消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター）
- ・消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会）
- ・消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会）

※資格の有無により給料月額が異なります。

（2）パソコン（ワード・エクセル）の基本操作ができる人

（3）高等学校以上を卒業した人

（4）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない人

4 試験

試験内容	試験日時	集合場所	合否通知
面接試験	令和 7 年 12 月 20 日（土）又は同月 21 日（日）予定 集合場所及び集合時間は、マイページにて個別に通知します。	市役所 4 階 41 会議室待合室	令和 8 年 1 月下旬に受験者全員にマイページにて通知予定

5 給与

月額 181,109 円～185,300 円程度（年度ごとの再度の任用で昇給）

通勤手当（正規職員に準じる）、期末手当 2.5 か月分 ※ただし、任用月数による

※給与締切日：末日、給与支払日：翌月 15 日

※単価は令和 7 年度のものであります。

6 保険関係

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入、及び公務災害補償

7 勤務時間

8時30分から17時15分（60分の休憩含む）※週29時間勤務

8 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日、他に週1日、別に4週に1日

※年次有給休暇についても、労働基準法に適合し、任用期間に応じた日数を付与いたします。

9 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（勤務成績、試験等により年度ごとに再度の任用の可能性あり。）

10 備 考

受験手続その他お問い合わせは、総務部人事課にご連絡ください。

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市役所本庁舎3階 新居浜市総務部人事課
TEL 0897-65-1213 （担当：野間）

参考（地方公務員法一抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者